八尾市告示第464号

八尾市特別児童扶養手当システム標準化対応業務について、一般競争入札を 行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び八尾市 財務規則(昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。)第104条の規 定により次のとおり公告する。

令和7年10月14日

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 入札に付すべき事項
 - (1) 件名 八尾市特別児童扶養手当システム標準化対応業務
 - (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和8年12月28日まで
 - (4) 入札回数 3回打切りとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)において、取扱業種が「OA機器・OA用品」又は「情報処理関連」で登録されていること。
 - (2) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八 尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置(以下「入札参加停止 措置」という。)、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分(以 下「営業停止処分」という。)及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱 に基づく入札等排除措置(以下「入札等排除措置」という。)を受けて いないこと。
 - (3) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する 暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないこと。
 - (4) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL https://www.city.yao.osaka.jp/

- 4 入札参加資格審查申請手続
 - (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - (2) 申請書は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。
 - (3) 申請書を郵送により提出する場合は、次の方法によること。
 - ア 申請書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスの いずれかの方法により郵送すること。
 - イ 申請書は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、公 告の日から令和7年10月24日までの郵便局の受領日付が封筒に表示され たものは、受付期間内に到達したものとする。
 - ウ 申請書を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市こども若者部こども若者政策課

電話 072-924-3839 (直通)

- 5 入札参加資格審查申請受付
 - (1) 受付期間 公告の日から令和7年10月24日までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
 - (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 7 階

八尾市こども若者部こども若者政策課

6 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、 理由を付して通知する。

- 7 仕様書等に対する質問及び回答
 - (1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和7年11月14日午後4時30分まで

イ 問合せ先 八尾市こども若者部こども若者政策課

電話 072-924-3839 (直通)

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和7年11月20日以降に電子メールにより通知する。ただし、入札参加資格を認められなかった者のした質問は含まない。
- 8 入札に参加することができない者
 - (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札 参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者
 - (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を満たさなかった者
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの
- 9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 7 階

八尾市こども若者部こども若者政策課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当

する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

- 11 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年12月1日(月)午後3時00分
- 12 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

- 13 落札者の決定
 - (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、 次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないこと がある。
 - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれが あって著しく不適当であること。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。
- 14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

- 16 その他
 - (1) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。
 - (2) 入札の参加人数は、1事業者2人までとする。
- 17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話 072-924-3839 (直通)

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp